

## 室内環境学会研究発表会大会長奨励賞規程

### 1. 名 称

室内環境学会研究発表会大会長奨励賞

### 2. 対象者

室内環境学会総会・研究発表会にて口頭発表、ポスター発表された論文の中より選ぶものとし、本学会の会員に限るものとする。

### 3. 目 的

室内環境の分野での独創的研究、新規性に富む研究の創出、技術・学術・社会的観点から有用な研究を奨励することを目的とし、優秀な研究者を表彰する。

### 4. 受 賞

- (1) 受賞者は本学会の会員であること。
- (2) 受賞者は、口頭発表2件以内、ポスター発表2件以内とし、前者は大会長奨励賞、後者は優秀ポスター賞と称し、何れも著者全員とする。

### 5. 発 表

受賞者の業績概要、選考経緯、表彰の主旨を室内環境学会誌に発表するものとする。

### 6. 表 彰

- (1) 賞は賞状のみとする。
- (2) 大会長奨励賞の表彰は次年度の総会において行う。
- (3) 優秀ポスター賞の表彰は当年度総会の懇親会席において行う。
- (4) 表彰すべき適当な候補者のないときはその年の表彰は行わない。

### 7. 選考方法

- (1) 大会長奨励賞、優秀ポスター賞の選考は選考委員会で行う。
- (2) 選考委員会は、大会長から委任のあった座長から構成するものとし、別に定める投票方式によって受賞候補者を決定する。
- (3) 選考委員委員数は5名程度とし、任期は1ヵ年とする。
- (4) 選考委員会は厳正な選考を行い、選考報告書を大会長に報告する。
- (5) 大会長は選考報告書を参考に受賞者を決定する。
- (6) 論文の独創性・新規性、信頼性・有用性、その他（特別に評価されるべき要素）を審査の基準とする。優秀ポスター賞においては、表現のわかり易さも審査の基準とする。

制定 平成19年4月17日  
以上